

## 奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、忍海土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十七年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高橋 豊	葛城市忍海二九八
	西家 典英	二〇一一二
	瀬戸 一雅	二九九一
	仲田 勝昭	三〇九
	山本 義彦	四一二
	仲田 智彦	三六四
監事	羽端 実	六九一

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高橋 豊	葛城市忍海二九八
	西家 典英	二〇一一二
	瀬戸 一雅	二九九一
	仲田 勝昭	三〇九
	山本 義彦	四一二
	仲田 智彦	三六四
監事	羽端 実	六九一

羽端 実  
山本 義彦  
山本 義彦  
仲田 智彦  
仲田 智彦  
瀬戸 一雅  
西家 典英

六九一  
四一二  
三六四  
三〇九  
二九九一  
二九九一